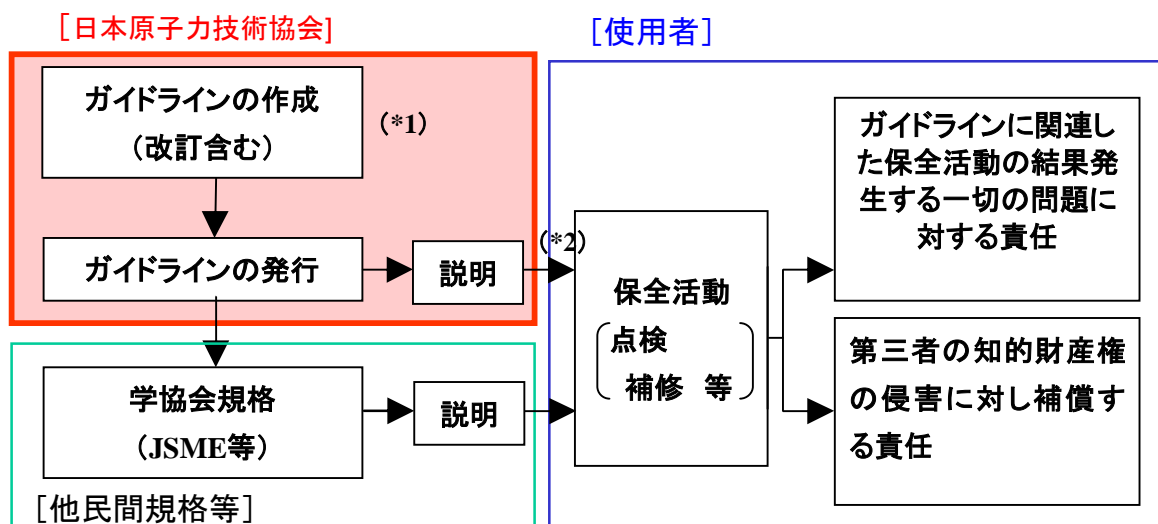


炉内構造物等点検評価ガイドラインの「責任範囲」

ガイドラインは、発行後、別途、透明性・公開性・公平性のある手続きに従って学協会規格に採り入れられ、その学協会規格が、規制当局によって規制基準への適合性を承認された上で実機の点検・評価などの保全活動に適用される事を念頭におくが、学協会規格に取り入れられるまでの間にあっても、使用者が必要に応じて規制当局の了解のもとに本ガイドラインを適用することを念頭においている。

ガイドラインの使用の結果として生じる保全活動に伴う、その活動自体の承認・評価・保証、あるいは第三者補償等の問題に関して、責任を負うことはない。



(*1)ガイドラインの改訂は、検討会が存続している間、実施。

(*2)学協会規格が制定されるまでの間は、ガイドラインに基づく保全活動が実施される場合が考えられる。

ガイドラインの責任範囲の説明図

参考：ガイドラインの責任範囲（ガイドライン図書からの抜粋）

このガイドラインは、有限責任中間法人 日本原子力技術協会 に設置された炉内構造物等点検評価ガイドライン検討会において、常に最新知見が反映されるよう見直しを行うという基本方針のもとに、本ガイドラインに関する専門知識と関心を持つ委員により中立、公平、公正を原則とした運営規約に従う審議を経て、制定されたものである。また、ガイドライン検討会は、ガイドラインが許認可にも適用可能となるよう別途、透明性、公開性、公平性のある手続きに従って学協会規格に取り入れられるよう働きかける。なお、ここで「最新知見」とは、その時点で工学的に公知化されていて、ガイドライン及びその「解説」「参考資料」に示し得る範囲の知見であり、「工学的に公知化されている」とは、その分野の専門知識を有する者により認められた工学的な客観事実のことである。

本ガイドラインは各規程事項の技術的根拠を明確にしており、その示した根拠の範囲内においてガイドライン検討会はガイドラインの記載内容に対する説明責任を持つが、これ以外の本ガイドラインを使用することによって生じる問題などに対して一切の責任を持たない。また、このガイドラインに従って行われた点検、評価、補修等の行為を承認・保証するものではない。従って、本ガイドラインの使用者は、本ガイドラインに関連した活動の結果発生する問題や第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任が使用者にあることを認識して、このガイドラインを使用する責任を持つ。

なお、本ガイドラインの発行をもって、この規格が我が国の規制当局によって承認されたと考えてはならない。